

第10代西原町長に上間明氏が再選 町議会議員補欠選挙は大城清松氏が当選

任期満了に伴う西原町長選挙と、町議会議員の欠員に伴う西原町議会議員補欠選挙の結果を受け、町選挙管理委員会(新里勝弘委員長)は、9月11日に当選証書付与式を行いました。式では、町長選挙に当選した上間明氏と、町議会議員補欠選挙に当選した大城清松氏に当選証書が付与されました。

再選を果たした上間明町長は「4年間の実績が少なからず町民に認められたと感じており、同時にこれからの責任の重大さを痛感している。引き続き、西原町に住んでよかった、西原町に住んでみたい、そう思える町政運営を実現したい。」と2期目への決意を語り、初当選の大城氏は「ものすごく身の引き締まる思い。町議会議員として自分の公約を少しでも実現できるよう、町民のみなさんとともにがんばりたい。」と抱負を述べました。

【上間明(うえまあきら)氏】

1946年生まれ。立教大学法学部卒。1973年に西原村役場採用。企画課長、総務課長、税務課長などを歴任。2008年10月6日、第9代西原町長に就任(1期目)。

【大城清松(おおしろせいしょう)氏】

1956年生まれ。具志川村(現久米島町)立具志川中学校卒。1999年より県宮坂田高層住宅自治会の会長及び事務担任を2年務める。2010年同自治会幹事に就任。



▲再選を果たした上間明氏



▲初当選を果たした大城清松氏

西原町長選挙及び西原町議会議員補欠選挙結果
9月4日(火)に告示が行われ、両選挙とも1名の届出だったため、公職選挙法第100条の規定により「無投票」となりました。

家庭教育学級を開催しました

各小・中学校PTAと教育委員会の共催で行っており、どなたでも参加することができます。

西原南小

第1回 7月20日(金)
◆講話「整理収納お片付け講座(基本編)」
◆講師 根原 典枝
「家もすっきり、気持ちもすっきりですごしましょう」

西原東小

第1回 6月28日(木)
◆講話「子どもが変わる食事と栄養の話」
◆講師 森田 悦雄(玄米クリニック院長)
「じゃぶじゃぶ鉄分補給を！」

坂田小

第1回 8月22日(水)
◆トークライブ
◆出演 きいやま商店
「ドゥマンギテ・ドゥマンギテ、勇気・元気・パワー全開坂田っ子！」

西原小

第1回 4月20日(金)
◆講話「本と友達になろう」
◆講師 森田 弘美(フリーアナウンサー)
「本がますます好きになったよ」
第2回 6月22日(金)
◆講話「子どもの食を考える」
◆講師 森田 悦雄(玄米クリニック院長)
「お母さんは家庭のお医者さん」

西原中

第1回 8月15日(水)
◆沖縄科学技術大学院大学 キャンパス見学
「世界最高水準の研究・教育を目指している学校だよ」

西原東中

第1回 7月23日(月)
◆「始めようアロマライフ」
◆講師 菊沢 ゆき
「今年の夏は日焼けも虫刺されもこれでOK！」

家庭教育学級に関するお問い合わせ 教育部生涯学習課 ☎945-5036

<特集> “いじめ”問題を考える

- 「いじめ」の定義は「人間として絶対に許されな」といって強い認識に立つこと。
- いじめの被害者の立場に立った親身の支援等を行うこと。
- 「しない・させない・見逃さない」「いじめの早期発見・早期対応に努めること」。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体と

いじめの輪を小さくするために

連日のように「いじめ」に関する報道がされ、世間の関心を集めています。いじめが原因で自殺に追い込まれた子どもたち。行政だけでなく、警察が捜査に動く事態も起きています。いじめは決してひどいことではありません。しかし、もしも身近でいじめ問題が起きたら、適切な対応ができるでしょうか。

いじめとは、児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと、文部科学省は定義しています。また補足で、次のように説明しています。

なお、「いじめ」の起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。(平成19年2月文部科学省調査より)

いじめかどうかの判断は、あくまでいじめられている側がどう感じているかによるものなのです。

いじめの対策は、非常に難しい問題です。そのため、日ごろから次のような基本的認識を互いに共有することが必要です。

- いじめは「人間として絶対に許されな」といって強い認識に立つこと。
- いじめの被害者の立場に立った親身の支援等を行うこと。
- 「しない・させない・見逃さない」「いじめの早期発見・早期対応に努めること」。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体と

いじめか？も、いじめにあったら

いじめに早く気付くにはどうしたらいいでしょう。また、いじめに気付いたら、どうしたらいいでしょう。

○ 子どもから話をよく聞き、子どもの困り感や具体的な様子を確認する。

子どもたちはいじめられていることをなかなか言い出せません。だからこそ、周りの大人たちが子どもたちの発信する小さなSOSに気付いてあげることが重要です。

○ 学校(学級担任)へ相談する。学級担任に相談しにくければ、管理職・養護教諭・スクールカウンセラー等学校において、相談しやすい者へ状況を話し相談する。

○ 西原町教育委員会の教育相談室または学校教育課へ相談する。もしいじめを発見したら、学校や行政などに相談し、協力して解決を目指しましょう。子どもが悩みを抱え込まないようにするのと同様、親も抱え込まず、いろんな助けを借りながら、連携して対応することが必要です。また、外部の相談機関を活用することも方法の一つです。(下表を参照)

子どもとの異変やSOSは、日ごろから子どもと関わってこそ気付くことができま

す。日ごろからコミュニケーションを取り合い、小さな変化に気がつけるようにしましょう。

家庭での対応として

もしも自分の子どもがいじめの被害にあったら、加害者だったら、どうしたらいい

かを考えてみましょう。

○ 両親が一緒に叱責しない。父親と母親、それぞれの役割を確認し、連携して対処します。

○ 事実を聞き出す。どんな行動をしたのか。その結果どうなったのか。事実を確認します。

○ 徹底的にいじめを否定する。「いじめは人間として許されない行動」と、自分も許さない姿勢を伝えてください。そして「気持ちは分かった。一緒に考えよう」と、一番の理解者になってください。

○ もし加害者になっていた場合は、きちんと謝罪する。

親がきちんと過ちを教え、いじめた相手に謝罪の気持ち伝えられます。○ 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ。

いじめの解決とともに、子どもの気持ちのケアをすることが重要です。できるだけ多くの時間を一緒に過ごし、再発を防ぎましょう。(以上、沖縄県教育委員会「いじめ対応マニュアル」より部分引用)

子どもたちが発信するSOSは、最初は小さなものです。それに気付き、傷口が大きくなる前に解決できるように、日ごろから子どもたちを見守っていきましょう。

いじめについての各種相談窓口

相談窓口	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考
西原町教育委員会 教育相談室	西原町教育委員会	098-944-3603	月～金 8:30～17:15	土日・祝日	
西原町教育委員会 教育部学校教育課		098-945-5039			
子育てダイヤル・子ども相談	沖縄県教育委員会	098-869-8753	月～金 9:00～22:00	緊急時は警察相談窓口を紹介	電話相談
県中央児童相談所	沖縄県	098-886-2900	月～金 8:30～17:30	土日・祝日	児童に関する全ての相談
子どもの人権110番	那覇地方務局	0120-007-110	月～金 8:30～17:15	土日・祝日	子どもの人権侵害